



社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設等が行う 子どもの食生活支援に係る緊急助成 公募要項



趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮する世帯の子ども等への食生活支援等を行う活動団体に対して、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設等の全国ネットワークの強みを活かし、資金面から緊急的に広く応援することが目的です。

こんな事業・活動にぜひご活用ください！

給食がなくなる夏休み期間中に子ども食堂の開催回数・開催場所を増やしたい！
学習支援等を行う場所で弁当の提供をしたい！
ひとり親家庭へ、食料品のパックを配布したい！
社協や社会福祉法人・福祉施設で、困った時に食料品を受け取れる
フードパンtryの取り組みを今よりも充実させたい！



助成期間のながれ (詳しくは次ページ以降をご覧ください)



応募に必要な書類を準備する

- 様式1～9
- 役員名簿（氏名・生年月日）※任意団体の場合は、代表・副代表・会計担当の氏名・生年月日
- （任意団体のみ）近くの社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設からの推薦文

令和4年7月25日(月)17時
【第1次】募集締め切り

応募フォームにアップロードする

7月下旬
本会で審査



8月中旬

助成決定した団体へ助成決定を通知
助成決定額全額を送金



令和3年度助成団体の様子

令和4年8月22日(月)17時
【第2次】募集締め切り

応募フォームにアップロードする

9月上旬

助成決定した団体へ助成決定を通知
助成決定額全額を送金

9月下旬
実施報告書を本会へ提出

 **助成対象期間** 

令和4年6月27日～令和4年9月30日

 **助成対象事業**

新型コロナウイルス感染症等の影響により困窮する世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂、食料品や学用品、生活必需品、弁当の配布、子ども宅食、フードパントリーなど
※主な対象者が困窮する世帯の子ども等であれば、その保護者や関係者を対象とすることが可能です。
※子ども食堂等の実施場所では、新型コロナウイルス感染防止の対策を行ってください。

 **対象となる団体**

以下の項目すべてにあてはまる団体が対象です。

- 子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等（以下、子ども食堂等）の活動を行っているメンバーが5名以上いる。
- 営利を目的としない団体（社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、NPO法人、法人格を持たない任意団体等）である。
- （任意団体のみ）近くの社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設からの推薦文がある。
- 申請時点で、子ども食堂等を実施しており、次の（ア）、（イ）いずれかの要件を満たしている
(ア) 子ども食堂等を1年以上実施している活動実績を有している
(イ) 以下の①～④いずれかで1年以上の活動実績を有している
①子ども食堂等に対する支援活動
②子育て支援に関する活動
③ひとり親家庭支援に関する活動
④生活困窮者支援に関する活動
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号規定）、申請者の役員等が暴力団員である団体、暴力団員がその経営に実質的に関与している団体でない。
- 厚生労働省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている団体でない。
- 団体としての振込口座を持っている。

 **助成決定****(1) 助成決定**

本会において応募内容を審査し、決定します。すべての申請者が助成されるものではありません。

(2) 結果通知・送金予定

応募フォームに記入していただいたメールアドレスにメールでご案内するとともに、助成決定通知を郵送いたします。

応募フォームに記入した金融機関の口座に助成決定額全額を送金します。

送金は募集時期により異なり、以下の通りです。

【第1次募集】令和4年8月中旬頃

【第2次募集】令和4年9月上旬頃

 **助成の実施主体**

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※令和4年度厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」における「中間支援法人」

 **助成金額・助成対象費用****(1) 助成金額**

1団体あたりの助成上限 30万円 ※ 助成総額は2億4,000万円（計800団体）を予定しています。

(2) 助成対象経費

①食糧費 ②諸謝金 ③旅費 ④消耗品費 ⑤備品購入費 （助成申請額の半額かつ5万円以下）



助成費用で使えるもの・使えないもの



使えます

①食糧費

—子ども食堂等で提供する食事の食料

②諸謝金

—子ども食堂と同時に開催する学習支援で勉強を教える大学生への謝金

③旅費

—ボランティアの交通費

④消耗品費

—コピー用紙・筆記用具

—使い捨て食器等

—学習支援時の学習ドリル

—子ども食堂等で使用するマスク、消毒液 等

⑤備品購入費

—感染症対策のための扇風機など

使えません

①食糧費

—団体の会議等で提供した弁当

②諸謝金

—行政委託事業の業務に従事する職員の人事費

—団体の管理業務等にあたる職員の人事費

—以前から無償ボランティア等として参加していた者に対する賃金

③旅費

—団体構成員（職員）の視察等の旅費

④消耗品費

—子ども食堂等以外の事業で使う消耗品

⑤備品購入費

—この事業以外でも使用できるパソコンなど



応募方法・締切



以下の「応募フォーム」（Tayori）URLにアクセスし、必要事項を記入の上、
様式1～9（Word）及び必要書類（役員名簿・任意団体のみ推薦文）をアップロードして
提出してください。



【第1次募集】

〔締切〕 令和4年7月25日（月）17時

〔URL〕 <https://tayori.com/f/zcwvc-childrencafeterias0725/>

【第1次募集】

【第2次募集】（※応募状況に応じて、令和4年7月26日（火）より開始予定）

〔締切〕 令和4年8月22日（月）17時

〔URL〕 <https://tayori.com/f/zcwvc-childrencafeterias0822/>



※緊急助成のため、応募状況等によっては、第2次募集を実施しない場合があります。

【応募フォームにアップロードして提出するもの】

- ① 様式1 助成申込書
- ② 様式2 事業者概要
- ③ 様式3 事業計画
- ④ 様式4 事業の実施体制
- ⑤ 様式5 所要額調
- ⑥ 様式6 所要額内訳書
- ⑦ 様式7 事業実施スケジュール表
- ⑧ 様式8 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ⑨ 様式9 自己申告書
- ⑩ 役員名簿（氏名・生年月日）※任意団体の場合は、代表・副代表・会計担当の氏名・生年月日
- ⑪ （任意団体のみ）近くの社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設からの推薦文

【第2次募集】



よくある質問 Q&A



困窮世帯を対象にしていることを証明する必要がありますか？

証明する必要はありません。

子ども以外を対象としてもいいですか？

主な支援対象がひとり親家庭等の子どもであれば、保護者や関係者を対象としても問題ありません。

領収書などを提出する必要がありますか？

提出の必要はありませんが、収入と支出が明らかになっている帳簿や証拠書類を、5年間保管する必要があります。

9月から10月までの期間で行う事業にも助成してもらえますか？

助成対象となる期間は6月27日から9月30日です。
この期間以外の事業には助成できません。

令和3年度に応募しましたが、助成されませんでした。
今年度また応募してもいいですか？

もちろんです！お待ちしています！

令和3年度に応募し、助成されました。
今年度また応募してもいいですか？

もちろんです！お待ちしています！

その他詳細はこちらからご確認ください

<https://www.zcwvc.net/member/news/2022/06/28/4054/>

みなさまのご応募お待ちしております！



【お問い合わせ先】

※ 新型コロナウイルスの感染状況等により、可能な限りメールにてお問い合わせください。

社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル

TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858 E-mail z-chiiki@shakyo.or.jp

HP <https://www.zcwvc.net/>